



ATMをご利用のお客さまへ

振り込め詐欺、偽造・盗難キャッシュカードの被害防止の対策といたしまして
1日・1口座あたりの**キャッシュカード**
ご利用限度額・お振込限度額を
引下げさせていただきます。

日頃は、東山口信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、振り込め詐欺、偽造・盗難キャッシュカードによる被害から、
お客さまの大切なご預金をお守りするため、**2020年11月22日(日)**より、個人の
お客さまのキャッシュカードによるATM等の「1日・1口座あたりのご利用限度額」を
以下のとおり引き下げさせていただきます。

悪質な犯罪からお客さまのご預金を守り、安心してお取引いただくためのものであり、
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更実施日

2020年11月22日(日)

2. 対象となるお客様

個人・個人事業主のお客さま

※このたびの改正は、個人・個人事業主のお客さまを対象としており、法人のお客さまは変更ございません。

3. 変更内容

ATMでのキャッシュカードによる1日・1口座あたりのご利用限度額

項 目	変 更 前	変 更 後
当金庫ATMでの 現金払戻し、お振込、お振替	合計 100 万円	50 合計 <u>50</u> 万円
デビットカードのご利用		
提携金融機関での CD・ATMでの現金払戻し		

※当金庫ならびに提携金融機関ATM、コンビニATM、ゆうちょ銀行ATM、およびデビットカード利用
合計額が上限50万円となります。

※ATMの「1日・1口座あたりの利用限度額」の変更につきましては、お届印と本人確認資料をご持参の
うえ、当金庫窓口にてお届けの手續をお願いいたします。

なお、すでに利用限度額を「100万円以外」に設定されているお客さまは、引き続き、現在のご利用限
度額でご利用いただけます。

◆詳しくは、窓口にお問い合わせください◆



東山口信用金庫